

船舶事故調査報告書

令和6年3月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年6月5日 05時20分ごろ
発生場所	青森県東通村 ^{しらぬか} 白糠漁港北東方沖 白糠港沖防波堤北灯台から真方位038° 1,300m付近 (概位 北緯41° 08.6′ 東経141° 24.5′)
事故の概要	プレジャーヨットさうりうは、航行中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年6月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット さうりう、7.9トン
船舶番号、船舶所有者等	235-45547神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 霧、風向 西、風力 3、視程 約100m 海象：波高 約1.0m
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、白糠漁港北東方沖を航行中、定置網に乗り揚げた。 船長は、携帯電話で海上保安庁に救助を要請し、海上保安庁の要請で来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船により救助され、本船は、同所属船により白糠漁港へえい航された。 船長は、白糠漁港北東方沖に設置された定置網の詳細な敷設状況を知らなかった。
分析	本船は、航行中、船長が、白糠漁港北東方沖に設置された定置網の詳細な敷設状況を知らずに航行を続けたことから、定置網に接近していることに気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、航行状況の詳細を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が航行中、船長が、白糠漁港北東方沖に設置された定置網の詳細な敷設状況を知らずに航行を続けたため、定置網に接近していることに気付かず、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、事前に航行予定水域の水路調査を十分に行い、定置網等の障害物の存在を把握しておくこと。